

○課外活動団体顧問教員の役割について

平成 29 年 9 月 6 日開催学生委員協議会決定

平成 29 年 9 月 6 日付けで「課外活動の公認等について」（学生委員協議会申合せ）を改正し、顧問教員の役割と責任について、明文化したところであるが、具体的な役割については下記のとおりとし、顧問教員に周知するものとする。

(1) 活動方針に関する助言を行うこと。

計画された活動内容が大学生としての規範を逸脱するような場合は、助言を行う。また、合宿などの宿泊を伴う活動については、安全配慮に関する助言を行う。

(2) 安全衛生面への配慮及び助言を行うこと。

施設・設備の不具合などの安全面又は整理、整頓、清掃ができていないなどの衛生面で問題があることを確認した場合は、指導・助言を行うとともに、大学側の措置が必要な場合は、学務部学生支援課に連絡を行う。

また、活動内容に適した保険に加入するよう指導する。

(3) 事故対応等における連絡調整を行うこと。

活動において事件・事故が発生した場合は、関係機関・部署に連絡し、その対応について調整を行う。

(4) 各種届出書類の事前承認を行うこと。

次の書類については、顧問教員の承認を得ることとしている。

- ・学外活動届
- ・行事開催届
- ・課外活動支援金申請書
- ・課外活動共用施設長期使用許可願
- ・学生団体継続届（未公認、顧問を置く場合のみ）
- ・部室等長期使用許可願
- ・年度毎課外活動年間計画等について
- ・学生団体設立届（公認、未公認）
- ・登山等計画書

(5) 学生表彰に係る推薦を行うこと。

神戸大学学生表彰規程（平成 17 年 2 月 17 日制定）に基づき次のいずれかに該当する場合は、所定の様式により推薦を行う。

- ・ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
- ・ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの

- ・ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
- ・ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの

(6) その他運営に関する助言を行うこと。

活動において、しごきやハラスメント行為、社会的な迷惑行為、一気飲み、未成年の飲酒等の違法行為がなされないよう指導・助言を行う。